関係機関各位

福島県の国民健康保険被保険者における マイナ保険証利用時の 子どもの医療費助成に関する取扱いについて

(市町村国保 18 歳まで(*) 10 割給付)

福島県国民健康保険課

- 令和6年12月2日から、現行の健康保険証の新規発行が終了し、マイナ 保険証を基本とする仕組みに移行します。
- 被保険者がマイナ保険証の提示により受診した場合、取扱いを次のとおりとするようお願いします。

	窓口負担	レセプト請求
市町村国保 加入者の場合	生年月日により年齢を確認し、 18 歳まで ^(*) は窓口負担なし (注)とする	左記に該当する場合は 給付割合を「10」割 と表記する
国保組合 加入者の場合	従来どおり	

- (注)入院時食事療養費の標準負担額は含みません。入院時の食事代の助成は各市町村により取扱いが異なるため、ご不明な点がある場合は各市町村にお問い合わせください。
- なお、マイナ保険証による受診であっても「市町村国保 18 歳まで ^(※) で給付割合 10 割でない」請求があった場合には、従来どおり、原則として返戻となりますので、ご留意くださいますようお願いします。
- ご不明な点がある場合は、下記にお問い合わせください。
 - (※ 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで)

【事務担当】

福島県国民健康保険課 伊藤連絡先 024-521-7203

福島県